

日田市自治基本条例【たたき台】

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 各主体の権利及び責務

第1節 市民（第5条・第6条）

第2節 事業者等（第7条）

第3節 市議会（第8条・第9条）

第4節 コミュニティ（第10条・第11条）

第5節 子ども（第12条）

第6節 市長等（第13条・第14条）

第3章 参画と協働（第15条・第16条）

第4章 住民投票（第17条）

第5章 市政運営（第18条—第26条）

第6章 連携（第27条—第29条）

第7章 その他（第30条）

附則

前文

私たちのまち日田市は、阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系で育まれた豊富な水に恵まれていることから「水郷ひた」と呼ばれています。また、日田杉に代表される林業の盛んなまちであり、古くから栄えてきた天ヶ瀬温泉など豊かな温泉が湧出する観光地でもあります。

このまちは、古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝にあり、江戸時代には幕府直轄地・天領として西国筋郡代が置かれ、政治・経済の中心地として繁栄しました。さらに、廣瀬淡窓が開いた「咸宜園」には、全国から多くの門下生が集まり、「鋭きも鈍きも、ともに捨てがたし、錐（きり）と槌（つち）とに使いわけなば」の歌のように、個性を尊重する教育理念のもとに人材の輩出に貢献した文教のまちです。

このように、先人が守り育ててきた素晴らしい自然、歴史、文化に満ちたこのまちを、私たちは次の世代に引き継いでいくとともに、より一層住みよい地域社会の構築を進めていかなければなりません。

そのためには、市民と市議会と行政がそれぞれの責任や役割を認識し、異なる立場や考え方をお互い理解し、協力しながら、よりよいまちづくりに取り組むことが大切です。

よって、ここにまちづくりの主体は市民であるという理念のもと、自治の基本原則及び市政運営の基本的な仕組みを明らかにし、私たち一人ひとりが暮らしやすいと感ずることが出来るまちを目指すため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の権利と責務並びに市議会及び市長等の責務を明らかにし、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民、市議会、市長等が互いに理解を深め信頼しあう関係を築くことで、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市における自治及び市政運営の基本的な事項に関する最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

2 市は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。市政運営上必要な計画を策定する場合も、同様とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民、市内で就業若しくは就学をする者又は市内に不動産を所有する者をいう。
- (2) 住民 市内に住所を有する者をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者をいう。
- (4) 市 市議会及び市長等をいう。
- (5) まちづくり 住みよい地域社会をつくるためのあらゆる取り組みをいう。
- (6) 市民参画 市民がまちづくりに参加するだけにとどまらず、市の政策立案等の過程において市民が主体的に係わり、行動し、及び責任を担うことをいう。
- (7) 協働 まちづくりに関する多様な主体が地域課題と目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いに対等な立場で、自主性及び自律性を尊重し、かつ連携し協力し合うことをいう。
- (8) 地域コミュニティ 自治会、子ども会、老人会その他地域住民で自主的に構成され当該地域に関する組織又はつながりをいう。
- (9) 事業者等 市内において営利又は非営利の事業活動を行う個人及び法人、その他の団体をいう。
- (10) 小規模集落 人口減少及び高齢化が著しい地区をいう。

(自治の基本原則)

第4条 第1条の目的を達成するため、本市の自治は、次の各号に掲げる基本原則に即して行うものとする。

- (1) 市民がまちづくりの主体であり、市は市民の自主性を尊重し、その取り組みを支援するものとする。
- (2) 市民参画の機会が保障されるものとする。
- (3) 男女が日田市の対等な構成員として、自らの意思によってまちづくりに参画する機会が確保されるものとする。

- (4) 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するため、互いに情報提供に努めるものとする。
- (5) 市は、市政についてわかりやすく説明するものとする。

第2章 各主体の権利及び責務

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、日本国憲法及び法令に定められた権利を有するとともに、次に掲げる権利を有する。

- (1) まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利
- (2) 市政運営に関する情報を知る権利

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、次の世代のことを考え、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに参画するにあたっては、互いに尊重しながら自らの発言と行動に責任を持つものとする。
- 3 市民は、地域における課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題解決に向かうよう努めるものとする。
- 4 市民は、まちづくりについて熱心な市の職員を応援するものとする。

第2節 事業者等

(事業者等の権利及び責務)

第7条 事業者等は、まちづくりに参画する権利を有するとともに、地域社会を構成する一員として地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

第3節 市議会

(市議会の責務)

第8条 市議会は、住民の代表機関として、市の重要事項を議決し、政策提言を行うとともに、適切な市政運営のため、これを監視する役割を果たすものとする。

- 2 市議会は、多様な方法で市民の意思を把握し、これをまちづくりに反映させるよう努めるものとする。
- 3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に積極的かつわかりやすく説明し、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。

(議員の責務)

第9条 議員は、自らも市民のひとりであるという自覚を持ち、市民との意見交換に努めるものとする。

- 2 議員は、市民全体の利益を優先して行動し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。
- 3 議員は、政策の提言及び立案に努めるものとする。
- 4 議員は、自らの政務活動に関し、市民に対し説明責任を果たすものとする。

第4節 コミュニティ

(地域コミュニティの役割)

第10条 地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする。

- 2 市民は、地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。
- 3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
- 4 地域コミュニティは、その活動を円滑に進めるため、地域住民の参加及び協力の機会を確保し、必要な環境づくりに努めるものとする。
- 5 市は、地域コミュニティを支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言等を行うことができる。

(小規模集落対策)

第11条 市長等は、市民が主体的に小規模集落で行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合において、必要に応じて適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長等は、各地域が抱える課題を把握し、内容を広く市民に周知するとともに、その課題が市内全域の共通課題であることを市民が認識できるよう取り組まなければならない。

第5節 子ども

(子どもの権利及び健全育成)

第12条 子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加し自治を担う権利を有するものとする。

- 2 市民、地域コミュニティ及び事業者等は、子どもが将来の日田市を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。
- 3 市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりの参考として活用する仕組みの構築に努めるものとする。
- 4 市長等は、教育の充実を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。

第6節 市長等

(市長の責務)

第13条 市長は、市民の負託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。

- 2 市長は、市の将来像を明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮して市政運営を行わなければならない。
- 3 市長は、政策等について市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 4 市長は、市政の円滑な推進のため、組織の連携及び調整を図るものとする。
- 5 市長は、よりよい市政運営を実現するため、人材育成及び適正な人事異動を行うものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、市民からの意見（不当要求等を除く。）に誠実に対応し、課題等の解決に取り組まなければならない。

3 職員は、市民としての視点を生かしつつ、互いに協力し合い、意欲を持って職務に取り組まなければならない。

4 職員は、互いに切磋琢磨し、職務に必要な知識及び能力の向上に努めなければならない。

5 職員は、自らも市民のひとりであるという自覚を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

第3章 参画と協働

（参画）

第15条 市長等は、市政に関する計画や政策の立案段階から、市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。

2 市長等は、市民に対し市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供しなければならない。

3 市長等は、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する処理結果を明らかにするなど、誠実に対応するものとする。

（協働）

第16条 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民、地域コミュニティ及び事業者等に対し、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるよう努めなければならない。

2 市長等は、前項に規定する市民、地域コミュニティ及び事業者等と協働する際には、行政が負うべき義務と責任を軽減するものではないことを認識し、取り組まなければならない。

3 市長等は、第1項に規定する市民、地域コミュニティ及び事業者等に対し支援を行う際には、適切かつ効果的なものになるよう努めるものとする。

第4章 住民投票

（住民投票）

第17条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、住民投票を行わなければならない。

(1) 住民が、必要な手続きを経て住民投票の請求をしたとき。

(2) 議員が、住民投票の実施を提案し、市議会がこれを認めたとき。

(3) 市長自らが、住民投票が必要であると判断したとき。

2 市長は、住民投票を実施するにあたっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べるものとする。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第5章 市政運営

(政策法務・創意工夫に基づく市政運営)

第18条 市長等は、市民のニーズや地域課題に対応するため、地方自治の本旨に基づき、地域の実情に合った法令解釈及び運用を行うとともに、主体的かつ積極的に条例等を立案するよう努めなければならない。

2 職員は、政策等の実施の際には、柔軟に対応するよう努めなければならない。

3 市民は、前2項に関する取り組み内容について、必要な意見を述べることができる。

(組織及び人事政策)

第19条 市長等は、社会情勢や行政需要等の変化に対応できるよう、常に組織の見直しを行うとともに、組織横断的かつ重要な政策課題については、柔軟な組織形態の活用を図るよう努めなければならない。

2 市長等は、職員の行政サービスの運営能力や政策形成能力を養成するため、職員研修制度の充実に努めなければならない。

3 市長等は、市民との信頼関係の維持向上を図るため、職員の業務内容を考慮した人事政策に努めなければならない。

4 市長等は、人事異動に際して行政サービスに支障が生じないように、配慮しなければならない。

(計画的な市政運営)

第20条 市長等は、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画である総合計画及び各行政分野における基本的な計画（以下これらを「総合計画等」という。）を策定するものとする。

2 市長等は、前項に規定する基本的な計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮するとともに、計画相互間の調整を図るものとする。

3 市長等は、総合計画等の内容及び進捗状況に関する情報を市民にわかりやすく公表するものとする。

4 市長等は、総合計画等の策定及び改定に際しては、市民参画の機会を保障するものとする。

5 市長等は、総合計画等について、社会情勢の変化に対応できるよう、常に検討を加えるとともに、必要に応じて見直すものとする。

(財政運営)

第21条 市長等は、中長期的な財政の見通しを踏まえ、政策相互の連携を図りながら効果的かつ効率的な財政運営に努めなければならない。

2 市長等は、創意工夫による経費節減に努めることで、行財政改革に取り組まなければならない。ただし、行政サービスの低下を招かないよう十分留意するものとする。

3 市長等は、保有する財産の適正な管理や効率的な運用を図らなければならない。

4 市長等は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第22条 市長等は、市政に関する説明責任を果たし、施策の不断の改善と職員の意識向上を図るため、行政評価を実施しなければならない。この場合において、行政評価は、市民の視点を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市民の意見を求めるとともに、その結果を適切に施策等に反映させるものとする。

3 職員は、効率的な行政サービスを提供するため、行政評価等を通じて業務改善に努めなければならない。

(附属機関等)

第23条 市長等は、附属機関等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募等により行わなければならない。

2 前項に規定する場合において、市長等は、男女比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市長等は、原則として附属機関等の会議を公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。

(情報提供及び情報公開)

第24条 市は、市が保有する情報を市民が容易に得られるよう情報提供の仕組みを整備し、市民に分かりやすく積極的に情報提供するよう努めなければならない。

2 市は、市民参画による公正で開かれた市政の推進を図るため、市が保有する情報を別に条例で定めるところにより公開しなければならない。

3 市は、市が保有する情報が市民との共有財産であるとの認識に立ち、組織管理するとともに、情報提供及び情報公開ができるよう適切な管理を行うものとする。

4 市は、前項の管理を継続して実施するため、統一された文書管理の基準、手続及び方法により、文書を作成し、整理し、及び保存しなければならない。

(個人情報保護)

第25条 市は、個人の権利利益を保護するため、市が保有する個人情報を、別に条例で定めるところにより適正に取り扱わなければならない。

(パブリックコメント手続)

第26条 市長等は、市政に係る重要な政策等を定めるときは、別に定めるところにより事前にその案及び論点を明確にした資料等を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市長等は、前項の規定により提出された意見を踏まえて政策等を定めるとともに、提出された意見の取り扱いの結果及びその理由を公表するものとする。

第6章 連携

(市内外の人々等との交流及び連携)

第27条 市民及び市は、市内外の人々等との交流及び連携がまちづくりに重要であることを認識し、得られた知識及び意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(他の自治体及び国との連携)

第28条 市は、広域的な課題を解決し、又はまちづくりの推進を図るため、他の自治体及び国との積極的な連携に努めなければならない。

(危機管理)

第29条 市は、市民及び旅行者等の安全・安心を確保するため、災害等の発生時に適切かつ迅速に対応できるよう、危機管理体制を整備しておかなければならない。

2 市は、災害等の発生時において、市民及び旅行者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、関係機関、他の自治体及び国と相互に連携・協力しなければならない。

3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には自らの安全を確保するよう努めなければならない。

4 地域コミュニティ等は、日頃から地域における防災体制を整え、訓練などを行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。

第7章 その他

(条例の見直し)

第30条 市長は、この条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかどうか不断の見直しを行うとともに、施行の日から4年を超えない期間ごとに、市民参画による検討を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する市民参画による検討の結果を受けて、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。